

〔江家次第^{十七}〕御元服

北面厨子中有二層〔中略〕其二階下層置唾壺次取出二階立於東御屏風前其上立御冠〔中略〕層打亂唾壺同置之

〔江家次第^{二十}〕童五位元服

次置櫛巾〔入打亂〕

〔源氏物語^{繪合七}〕院はいと口おしくおぼしめせど人わろければ御せうそなどたえにたるをその日に成てえならぬ御よそひども御くしのはこうちみだりの箱〔中心ことにと〕のへさせ

たまへり、

廣蓋

〔類聚名物考^{調度七}〕ひろぶた 廣蓋

是は今も有る物なり衣服を多くはのする物なりこの器もとはころも筥の蓋なるを今は衣筥はいつしかうせて蓋のみ残り肴物を今祝蓋にもるが如し、

〔貞丈雜記^{調度八}〕一廣ぶたの事ある有識の人云廣ぶたは元は衣筥とて古代の器也上古衣を納め置く箱にてふたも身もあり古代は物事簡易にて人に衣を給はる時は直に衣筥のふたにすへて出しける也後にはふたばかり別に作りてひろぶたと名付たる物也云々、

〔武雜記〕一廣蓋の事其家々の紋を入候也然間雖爲新調私の紋を入候間御服をば入不申候諸家へ御成候時は御紋の廣蓋用意有之、

〔寸法雜々〕廣蓋

長さ貳尺四寸又壹尺二寸にも横壹尺八寸又壹尺七寸ふかさ大よこ手なり、

〔貞丈雜記^{調度八}〕一うちゑだともうちおきとも云物は金銀にて花がたなど色々に作りたる物也廣ぶたに小袖入たる時のおさへにする物也婚入記に見へたり花の枝を金銀を打て作るゆへ、